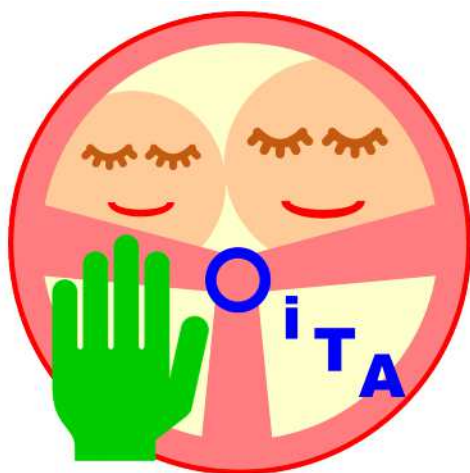


令和8年度

大分県交通安全実施計画



第12次大分県交通安全計画スローガン
「優しいマナーと思いやりの運転県おおいた」シンボルマーク

大分県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づき作成する「第12次大分県交通安全計画」（令和8年度～令和12年度）を着実に推進するため、同条第3項の規定に基づき、令和8年度の県内における陸上交通の安全に関し、県及び国の指定地方行政機関等が実施する具体的な施策を定めるものです。

令和7年度の県内における交通事故発生状況は、関係各位をはじめ県民の真摯な取組みにより、発生件数1,993件（前年比－132）、負傷者数2,435人（前年比－184）でいずれも前年比減少しました。しかしながら交通事故死者数は41人と、過去最少である28人を記録した前年と比較して13人増加となり、12年ぶりに県知事名での「交通死亡事故多発 全県非常事態宣言」が発令されるなど、非常に厳しい1年でありました。歩行者の事故死者が16人と前年と比較して11人増加、特に道路横断中の事故死者は10人と前年と比較して8人増加するなど、未だに多くの尊い命が失われている現状を鑑みると、引き続き啓発活動を行っていく必要がございます。

大分県交通安全対策会議は、市町村、交通関係機関・団体と緊密な連携を図るとともに、県民の協力を一層深め、「第12次大分県交通安全計画」最終年度である令和12年度までに交通事故死者数26人以下、重傷者数192人以下とする目標達成に向けて諸施策を総合的かつ計画的に推進し、交通事故のない安全で、安心して暮らせる大分県を目指してまいります。

内容

第1 2次大分県交通安全計画体系図	- 1 -
第1章 道路交通環境の整備	- 2 -
第1節 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	- 2 -
1 生活道路における交通安全対策の推進	- 2 -
2 通学路等の歩道整備等の推進.....	- 2 -
3 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備.....	- 2 -
第2節 幹線道路における交通安全対策の推進	- 2 -
1 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進.....	- 2 -
2 事故危険箇所対策の推進	- 3 -
3 交通実態に即した交通規制の実施.....	- 3 -
4 重大事故の再発防止	- 3 -
5 適切に機能分担された道路網の整備	- 3 -
6 高速自動車国道等における事故防止対策の推進.....	- 4 -
7 改築等による交通事故対策の推進.....	- 4 -
8 交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の設置.....	- 4 -
第3節 交通安全施設等整備事業の推進	- 4 -
1 道路管理者（国）所管による交通安全施設等の整備	- 4 -
2 道路管理者（県）所管による交通安全施設等の整備	- 4 -
3 都市・まちづくり推進課所管による交通安全施設等の整備	- 5 -
4 西日本高速道路(株)所管による交通安全施設等の整備	- 5 -
5 公安委員会による交通安全施設等の整備.....	- 5 -
6 道路交通環境整備への住民参加の促進	- 6 -
7 連絡会議等の活用	- 6 -
8 無電柱化の推進.....	- 6 -

第4節	計画的かつ効果的な交通規制の推進	- 6 -
1	持続可能な交通規制の推進	- 6 -
2	交通実態の変化等に即した交通規制の推進	- 6 -
3	道路交通環境の更なる改善	- 7 -
第5節	自転車利用環境の総合的整備	- 7 -
第6節	I T Sの活用	- 7 -
1	道路交通情報通信システム（V I C S）の整備	- 7 -
2	新交通管理システム（U T M S）の整備	- 7 -
第7節	交通需要マネジメントの推進	- 7 -
第8節	災害に備えた道路の整備	- 7 -
1	災害に備えた道路の整備	- 7 -
2	災害に強い交通安全施設等の整備	- 7 -
3	災害発生時における交通規制	- 8 -
4	災害発生時における情報提供の充実	- 8 -
第9節	総合的な駐車対策の推進	- 8 -
1	秩序ある駐車場の推進	- 8 -
2	違法駐車対策の推進	- 8 -
3	違法駐車排除気運の醸成・高揚	- 8 -
第10節	道路交通情報の充実	- 9 -
1	情報収集・提供体制の充実	- 9 -
2	I T Sを活用した道路交通情報の高度化	- 9 -
第11節	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	- 9 -
1	道路の使用・占用の適正化等	- 9 -
2	こどもの遊び場等の確保	- 9 -
3	道路法に基づく通行の禁止又は制限	- 9 -
4	地域に応じた安全の確保	- 10 -
第12節	高齢運転者の「代替交通手段」確保の推進	- 10 -
1	地方バス路線維持対策事業	- 10 -

2	生活交通路線支援事業.....	10
第2章	交通安全思想の普及徹底.....	10
第1節	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進.....	10
1	小・中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進.....	10
2	成人に対する交通安全教育の推進.....	11
3	高齢者に対する交通安全教育の推進.....	11
4	障がい者に対する交通安全教育の推進.....	11
5	外国人に対する交通安全教育の推進.....	11
第2節	効果的な交通安全教育の推進.....	11
1	参加・体験・実践型の交通安全教室.....	11
2	交通安全資機材の貸与.....	11
3	交通安全教育講師の派遣.....	12
4	情報の提供.....	12
5	交通安全教育指導者の養成.....	12
第3節	交通安全に関する普及啓発活動の推進.....	12
1	交通安全運動の推進.....	12
2	交通安全意識の高揚.....	13
3	自転車の安全利用の推進.....	13
4	特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進.....	14
5	全ての座席におけるシートベルト着用の推進.....	14
6	チャイルドシートの正しい使用の徹底.....	14
7	反射材用品の普及促進.....	14
8	飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立.....	14
9	「早めのライト点灯」及び「ハイビームの活用」の推進.....	15
10	効果的な広報の実施.....	15
11	交通死亡事故抑止緊急対策の実施.....	15
第4節	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等.....	16
1	公益財団法人大分県交通安全協会に対する指導等.....	16

2	一般社団法人大分県安全運転管理協議会に対する指導	- 16 -
3	地域交通安全活動推進委員に対する指導	- 16 -
4	交通安全母の会に対する指導等	- 16 -
5	交通指導員に対する指導等	- 16 -
6	交通安全功労者（団体）の表彰	- 16 -
	第5節 住民の参加・協働の推進	- 16 -
	第3章 安全運転の確保	- 17 -
	第1節 運転者教育等の充実	- 17 -
1	運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	- 17 -
2	運転者に対する再教育等の充実	- 17 -
3	二輪車安全運転対策の推進	- 17 -
4	高齢運転者対策の充実	- 18 -
5	高齢運転者支援の推進	- 18 -
6	外国人運転者対策の強化	- 18 -
7	自動車安全運転センターの業務の充実	- 18 -
8	自動車運転代行業の業務の適正化	- 19 -
9	自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	- 19 -
	第2節 運転免許制度の改善	- 19 -
1	運転免許事務の合理化による免許証即日交付制度の推進	- 19 -
2	運転免許の更新手続の簡素合理化と更新時講習の運営改善の推進	- 19 -
3	不適格運転者の早期排除	- 19 -
4	身体障がい者等の運転適性相談活動の推進	- 19 -
5	運転経歴証明書等の機能の周知及び運転免許自主返納の支援	- 19 -
6	マイナ免許証の周知と円滑な運用	- 19 -
	第3節 安全運転管理の推進	- 19 -
	第4節 自動車運送事業者の安全対策の充実	- 20 -
1	自動車運送事業者に対する監督の充実	- 20 -
2	自動車運送事業者に対する安全対策強化のための支援	- 20 -

3	自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施.....	20
4	運行管理者等に対する指導講習の充実	20
第5節	交通労働災害の防止等	20
1	事業者団体等に対する指導援助	20
2	労働災害防止団体が行う交通労働災害防止活動の指導援助	21
3	重大災害の防止.....	21
4	適正な労働時間等の管理及び走行管理、関係機関との相互通報制度の活用による連携.....	21
第6節	道路交通に関する情報の確保	21
1	道路交通情報の充実	21
2	防災気象情報の提供	21
第4章	車両の安全性の確保	24
第1節	自動車の検査及び点検整備の充実.....	24
1	自動車検査体制の充実.....	25
2	自動車の点検整備の充実	25
3	自動車整備技術の向上.....	25
第2節	リコール制度の充実.....	25
第3節	自転車の安全性の確保	25
第5章	道路交通秩序の維持	25
第1節	交通指導取締りの強化等	25
1	一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	25
2	高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等	26
第2節	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進.....	27
1	危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	27
2	交通事故事件等に係る捜査力の強化	27
3	交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	27
4	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進.....	27
第3節	暴走族等対策の推進.....	28

1	暴走行為阻止のための環境整備	28
2	暴走族等に対する指導取締りの推進	28
3	車両の不正改造の防止	28
第6章 救急・救助体制の整備		28
第1節 救急・救助体制の整備		28
1	救急体制の整備・拡充	28
2	救助・集団救助事故体制の整備	28
3	心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	28
4	救急救命士の養成・配置等の促進	29
5	救助・救急用機材の整備の推進	29
6	ヘリコプターによる救急業務の推進	29
7	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	29
第2節 救急医療体制の整備・充実		29
1	第二次救急医療体制の整備	29
2	第三次救急医療体制の整備	29
3	ドクターヘリ運航体制整備	29
4	自動体外式除細動器（A E D）設置・普及事業	29
5	大分DMA Tの整備	30
第3節 救急関係機関の協力関係の確保		30
第7章 交通事故被害者支援の推進		30
第1節 自賠責保険（共済）の加入促進		30
第2節 交通事故相談業務の充実		30
1	交通事故相談業務の充実、強化	30
2	地方巡回相談の実施	30
第3節 交通遺児等に対する救済援護活動の充実		30
1	交通遺児等援護基金の活用	30
2	交通事故遺児に対する救済援護活動の推進	30
3	独立行政法人自動車事故対策機構大分支所による支援	31

第 8 章 鉄道並びに踏切道における交通安全の確保	- 31 -
第 1 節 鉄道交通の安全対策	- 31 -
1 線路設備等の整備	- 31 -
2 運転保安設備等の整備	- 31 -
3 自動車転落防止及び線路立入り防止柵の整備	- 31 -
第 2 節 鉄道の安全な運行の確保	- 31 -
第 3 節 踏切道における交通安全の確保	- 32 -
1 踏切道の整備	- 32 -
2 踏切道交通安全に関する知識の普及	- 32 -

第1章 道路交通環境の整備

第1節 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

1 生活道路における交通安全対策の推進

最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンプ等の物理デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を目指す区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し、道路管理者や地区住民と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備の更なる推進を図るとともに、その整備箇所や効果等について周知する。

また、令和8年9月1日から生活道路における法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられることから、関係機関が連携して施行準備を行うとともに広報啓発を実施するなど制度の周知を図る。

その他の生活道路及び歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路において、一時停止等の交通規制、信号機の改良、バリアフリー対応型信号機の整備、改定された「歩車分離式信号に関する指針」に基づく積極的な信号の歩車分離化、信号灯器のLED化、道路標識の大型化・高輝度化・自発光化、道路標示の高輝度化等の施策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。さらに、生活道路においても、可搬式速度違反自動取締装置を活用して適切な取締りを推進する。

＜大分県警交通規制課、大分県道路保全課、大分県警交通指導課＞

2 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所、児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を推進する。この際、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めて、安全・安心な歩行空間の創出を推進する。

また、必要箇所への押ボタン式信号機等の整備を図るほか、横断歩道等の拡充や摩耗した道路標示の更新を実施する。

＜大分県道路保全課、大分県警交通規制課＞

3 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

バリアフリー新法に基づく重点整備地区を中心に、歩道の拡幅や段差解消などのバリアフリー化を推進する。

また、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に音響式信号機、エスコートゾーンの整備等を推進する。

＜大分県道路保全課、大分県警交通規制課＞

第2節 幹線道路における交通安全対策の推進

1 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

幹線道路における交通事故の約70%が特定の区間で発生しており、このような区間に対して、集中的・重点的に交通事故対策に取り組むことで、交通事故の撲滅を目指す「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

特定の区間の選定は、国の管理する国道で、交通事故が多発している区間、歩道がない通学路で児童が危険にさらされている区間などを事故データや地域の声等により抽出し、学識経験者等から構成される第3者委員会で審議し「事故危険区間」として決定する。

地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、交通事故の発生状況や歩行者等の利用状況の調査・分析を行った上で事故原因に即した効果の高い対策を検討・実施する。

対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。 <大分河川国道事務所・佐伯河川国道事務所>

2 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、集中的な事故抑止対策を実施する。 <大分県道路保全課>

3 交通実態に即した交通規制の実施

道路における交通の安全と円滑化を図るため、道路構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、道路交通環境の変化等に合わせて速度規制等について見直しを実施する。

また、道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない一般道路における自動車の最高速度（以下「法定速度」という。）は60キロメートル毎時となっているところ、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）が令和8年9月1日に施行され、中央線等が設置されていない一般道路については法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられることとなるため、新たな法定速度について県民に向けた広報啓発を推進するとともに、関係機関と連携し、新たな法定速度の対象となる道路のうち、30キロメートル毎時の最高速度とすることが適当ではないものの把握に努め、交通実態や住民の要望も踏まえて30キロメートル毎時を超える最高速度規制を実施するなど、所要の対応を行う。 <大分県警交通規制課>

4 重大事故の再発防止

交通死亡事故等社会的反響の大きな交通事故が発生した際は、警察本部交通部内に設置する「大分県警察交通事故抑止対策委員会」構成員と事故発生地を管轄する警察署交通課長等、現場道路管理者担当職員が速やかに共同現場臨場し、当該事故現場の現場点検・診断を行って事故発生要因を明らかにし、広報啓発や安全教育、安全施設の整備等所要の対策を早急に講じ、同種事故の再発防止対策を講ずる。

<大分県警交通企画課>

5 適切に機能分担された道路網の整備

一般道路に比較して死傷事故率が低く、安全性の高い高規格幹線道路の整備を推進する。また、併せて高規格幹線道路から居住地地域道路へ至るネットワークの整備を推進する。 <大分県道路保全課>

6 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

交通安全施設等の整備を進めるとともに、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持・向上を図る。

- (1) 安全で快適な自動車走行に資する、より良い走行環境を確保するため、視線誘導標、舗装、照明、動物進入防止柵、E T C設備などの整備・更新・保守等、E T C専用料金所の導入及び料金自動精算機の設置を推進するとともに、死傷事故の減少に向け、逆走防止対策、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、ワイヤーロープの設置をするなど、効果的な事故防止対策を実施する。
- (2) 霧及び降雪に伴う通行止め時間を短縮できるよう対策などを検討し、安全で円滑な自動車交通ルートを確保することで、事故防止を推進する。
- (3) 道路交通情報通信システム(V I C S)及びE T C 2. 0等の整備・拡充を図るとともに、インターネット等広く普及している情報通信を活用しての道路交通情報の収集と提供により安全運転支援を推進する。また、イベントやキャンペーンにより、交通安全について啓発する。 <西日本高速道路(株)大分高速道路事務所>

7 改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全確保と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備など、道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。

<大分県道路保全課>

8 交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の設置

信号灯器のL E D化、道路標識及び道路標示の高輝度化を推進するとともに、現場の交通実態に鑑み、必要性が低下していると認められた道路標識の撤去といった交通安全施設等の合理化を図る等の対策を推進する。 <大分県警交通規制課、大分県道路保全課>

第3節 交通安全施設等整備事業の推進

変化する交通情勢を的確に把握し、安全、円滑かつ快適な道路交通環境を確保するため、総合計画のもとに交通安全施設を次の方針により整備する。

1 道路管理者(国)所管による交通安全施設等の整備

- (1) 「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」により事故の危険性が高い区間等「事故危険区間」の対策を実施する。
- (2) 道路利用者の安全、安心な空間を確保するため、道路標識、道路情報板、テレビカメラ(C C T V)を設置するなどして、道路情報(積雪、凍結、災害等)の収集、提供に努める。 <大分河川国道事務所・佐伯河川国道事務所>

2 道路管理者(県)所管による交通安全施設等の整備

- (1) 歩行者及び自転車利用者の保護を目的に、特に、通学路における歩道の整備を行

い、障がい者や高齢者の利用にも配慮した安全施設を整備する。

(2) 生活道路では、通学路の合同点検における要対策箇所を中心に歩行者及び自転車の安全対策を推進する。路肩のカラー舗装や防護柵設置といった簡易な方法も含めた歩行空間の創出を推進するとともに、車両に対する注意喚起等の交通安全施設の整備を推進する。

(3) 幹線道路では「事故危険箇所」など、死傷事故率の高い箇所において、交差点の改良や交通安全施設の整備を推進する。 <大分県道路保全課>

3 都市・まちづくり推進課所管による交通安全施設等の整備

市街地における交通混雑の緩和、高齢者等を含めた歩行者の安全、円滑かつ快適な道路交通環境の確保と、市街地の公共空間を確保し、環境及び防災機能等を併せ持った街路の整備を推進する。 <大分県都市・まちづくり推進課>

4 西日本高速道路(株)所管による交通安全施設等の整備

交通安全施設等の整備を進めるとともに、適切な道路の維持管理、安全水準の維持、向上を図る。

(1) 視線誘導標、舗装、照明などの道路設備の整備・更新・保守等を実施する。

(2) 道路への動物侵入を防ぐための柵、道路外への投物や落下物を防ぐための柵の整備・改良・保守等を実施する。

(3) ETC関係設備の更新・保守等を実施する。 <西日本高速道路(株)大分高速道路事務所>

5 公安委員会による交通安全施設等の整備

交通事故防止、交通の円滑化を図るため、道路管理者と連携し、事故実態の調査・分析に基づき、効果的かつ効率的に交通安全施設等の整備を推進する。

(1) 信号機の整備

道路の新設・改良等に伴い、交通の危険、交通の円滑に支障が予想される箇所、通学通園路、生活道路、交通事故多発地点等、交通実態に応じた整備を行うとともに、道路の安全と円滑を図るため、交通信号機の新設及び感応化、多現示化等の改良により高度化を図る。

(2) 思いやり信号機の整備

高齢者・障がい者・児童などすべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会実現を目的とした共生のまち整備事業に伴って、音響式信号機などの思いやり信号機を整備する。

(3) 交通管制システムの充実・高度化

光ビーコンを通じて個々の車両との通信により、ドライバーに対してリアルタイムに交通情報を提供するとともに、収集した情報に基づき旅客移動や物流の効率化を含めた交通の流れを積極的に管理することを可能とする「新交通管理システム(U-TMS)」の基幹となる情報収集装置を計画的に更新・整備する。

また、交通管制センターのコンピュータ及び接続する信号機を更新するとともに交通実態に対応した信号制御（線的・面的制御）エリアの見直しを行い、交通の安全と円滑を図る。

(4) 高齢者に優しい交通環境の整備

増加する高齢者事故を抑制するため、横断歩道の高輝度化、横断青信号秒数の延長、その他信号機の改良等交通安全施設の高度化を推進する。

(5) 道路標識・標示の適正な整備

視認性の低下した道路標識や摩耗した道路標示について、順次更新を行い、適切な整備を行う。

<大分県警交通規制課>

6 道路交通環境整備への住民参加の促進

道路利用者等が日常感じている意見について、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

<大分県道路保全課>

7 連絡会議等の活用

警察と道路管理者が設置している「大分県道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

<大分河川国道事務所・佐伯河川国道事務所>

8 無電柱化の推進

歩道の幅員等の確保等により歩行者の安全を図るため、「無電柱化推進計画」に沿って、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

<大分県道路保全課>

第4節 計画的かつ効果的な交通規制の推進

1 持続可能な交通規制の推進

厳しい財政事情の中でも必要な交通安全施設等を整備するため、限られた予算で最大限の効果を上げることが出来る対策に重点的に取り組むとともに、整備後、長期間が経過した道路標識・標示の点検を実施し、交通安全施設等の整備状況を把握・分析した上で、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、交通環境の変化により効果が低下した施設の撤去、施設の長寿命化等による戦略的なストック管理、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

<大分県警交通規制課>

2 交通実態の変化等に即した交通規制の推進

道路整備、地域開発、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、地域の交通実態、地域住民、道路利用者等の意見を踏まえ、計画的に点検及び見直しを推進する。

さらに、環状交差点における右回り通行の交通規制については、交通事故防止、被害軽減等の効果が見込まれることから、道路管理者等との連携により、適切な箇所への導入を推進する。

<大分県警交通規制課>

3 道路交通環境の更なる改善

交通事故の発生状況及び交通指導取締状況の複合的な分析結果を活用しつつ、道路管理者等と連携した効果的・効率的な道路交通環境の改善を推進する。

<大分県警交通規制課>

第5節 自転車利用環境の総合的整備

「大分県自転車活用推進計画」に基づき、自転車ネットワーク計画を含む市町村版自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。

<大分県道路保全課>

第6節 ITSの活用

最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）を引き続き推進する。

1 道路交通情報通信システム（VICS）の整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備を推進する。

<大分県警交通規制課>

2 新交通管理システム（UTMS）の整備

交通管制センターによる交通流・量の管理に基づく高度な交通情報の提供等、交通の安全と円滑を確保するため、交通管理システムの充実を図る。

<大分県警交通規制課>

第7節 交通需要マネジメントの推進

依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図るため、バイパス整備や現道拡幅、交差点改良、交通管制の高度化等を推進する。

<大分県道路保全課、大分県警交通規制課>

第8節 災害に備えた道路の整備

1 災害に備えた道路の整備

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策を推進する。

<大分県道路保全課>

2 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交

通管制センター、交通流監視カメラ、車両感知器、光ビーコン、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止を防止するため、自起動式発動発電機の整備を推進する。 <大分県警交通規制課>

3 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確かつ円滑なものとし、また混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等に基づき、交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するとともに、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。 <大分県警交通規制課>

4 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析するため、交通流監視カメラ、車両感知器、光ビーコン、交通情報板等の整備を推進し、災害発生時における情報提供の充実を図る。 <大分県警交通規制課>

第9節 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

1 秩序ある駐車場の推進

安全かつ円滑な交通を確保しつつ駐車させることが可能な場所については駐車規制を見直すなど、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を引き続き推進する。 <大分県警交通規制課>

2 違法駐車対策の推進

(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインの見直し等適切に対応する。

(2) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。 <大分県警交通指導課>

3 違法駐車排除気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車排除気運の醸成・高揚を図る。 <大分県警交通企画課>

第10節 道路交通情報の充実

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対する正確できめ細かな情報を分かりやすく提供する必要があり、運転者等のニーズに対応し、随時・適切な情報を提供するため、ITS等を活用して、道路交通情報の充実に図る。

1 情報収集・提供体制の充実

道路利用者に対し、必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通流監視カメラ、車両感知器、光ビーコン、交通情報板等の整備による情報収集・提供体制の充実に図る。

<大分県警交通規制課>

2 ITSを活用した道路交通情報の高度化

交通の安全と円滑を図るため、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコン等の整備を推進することにより、ITSの一環として、VICS等による高度な交通情報の提供を行う。

<大分県警交通規制課>

第11節 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

1 道路の使用・占用の適正化等

(1) 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導するなど、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行う。

(2) 不法占有物件の排除等

不法占有を防止するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占有等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

(3) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占有工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故渋滞を防止するため、施工する時期や工法を調整する。

<大分県道路保全課>

2 こどもの遊び場等の確保

こどもが元気に遊べる遊具の導入や交流できる広場の整備など、にぎわいのある公園づくりを推進する。

なお、県土木建築部長期計画「おおいた土木未来プラン2024」において令和15年度に1人当たり都市公園面積を12.8㎡（令和6年度末12.4㎡）にすることを目標に掲げている。

<大分県公園・生活排水課>

3 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ

的確に通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。 <大分県道路保全課・大分県警交通規制課>

4 地域に応じた安全の確保

冬期に積雪・路面凍結が予測される山間部においては、安全な道路交通を確保するため適時適切な除雪や凍結防止剤散布を実施する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、道路情報提供装置やホームページを活用して、気象や路面状況の情報を道路利用者に提供する。 <大分県道路保全課>

第12節 高齢運転者の「代替交通手段」確保の推進

民間バス事業者が運行する赤字路線や市町村が運行するコミュニティバス等を支援することにより地域住民の生活交通の維持を図り、高齢運転者の代替交通手段を確保する。

1 地方バス路線維持対策事業

主に複数市町村をまたぐ幹線バス路線の確保・維持を図るため、民間バス事業者の運行費等に対し助成を行う。

2 生活交通路線支援事業

地域における生活交通の維持・確保を図るため、市町村が補助する民間路線バスや、自ら運行するコミュニティバス路線等に対し助成を行う。 <大分県地域交通・物流対策室>

第2章 交通安全思想の普及徹底

第1節 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

高齢化が進展する中で、社会に参加する高齢者の交通安全を確保する観点から、高齢者に対する交通安全教育を強力に推進する。

さらに、自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるような自転車の安全利用に関する指導を強化する。

1 小・中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進

(1) 研修会等の開催

小・中・高・特別支援学校における学校安全（交通安全）教育の充実を図るため、学校安全（交通安全）担当者を対象に研修会を開催する。

各地域における交通安全教育の効果的な推進を図るため、高等学校交通安全教育推進連絡会議を開催する。（中央会議2回、各地域会議2回以上）

(2) 中央研修会・講習会への指導者の派遣

小・中・高等学校の学校安全（交通安全等）教育における指導的立場にある者を中央の研修会や講習会に派遣し、指導者としての資質の向上を図る。

(3) 文書による指導

各市町村教育委員会及び県立学校に対し、①年度当初 ②交通安全運動前（春・夏・秋・冬）、その他随時、文書をもって交通安全教育の充実と管理の徹底について指導する。 <大分県教育庁学校安全・安心支援課、大分県警交通企画課>

2 成人に対する交通安全教育の推進

(1) 生涯学習・社会教育における交通安全指導

市町村の公民館等で開設している学級・講座等の学習プログラムに交通安全に関する項目を設定するよう市町村社会教育担当者会議等で促す。

(2) 若者に対する交通安全教育の推進

車両の特性、速度の危険性などを体得させる体験型の交通安全講習や交通事故当事者の心情等を理解させる交通安全教育の充実に努めるとともに、若者による交通安全組織の結成を図り、自主的な交通安全活動が推進できる基盤づくりを行う。

<大分県教育庁社会教育課、大分県警交通企画課>

3 高齢者に対する交通安全教育の推進

(1) 老人クラブへの交通安全教育

市町村老人クラブ連合会に対し交通安全教育を奨励する。 <大分県高齢者福祉課>

(2) 実践型交通安全教育

交通安全教育車「セーフティーぶんど」、歩行シミュレータや運転能力診断機器を活用した体験型講習を促進し、高齢者の交通事故防止に努める。

<大分県警交通企画課>

4 障がい者に対する交通安全教育の推進

コミュニケーション支援が必要な障がい者に対する手話通訳者の派遣等に取り組むとともに、障がい者団体等が行う各種の研修会を活用し、障がい者に加え、介護者等の障がい者に付き添う者も対象とした交通安全教育を推進する。

<大分県障害者社会参加推進室>

5 外国人に対する交通安全教育の推進

留学生が在籍する大学や外国人を雇用する使用者及びその外国人の交通安全意識を高めるため、交通安全講習会等を開催するほか、外国人向け交通安全チラシ等を県警ホームページに登載する。 <大分県警交通企画課>

第2節 効果的な交通安全教育の推進

1 参加・体験・実践型の交通安全教室

歩行シミュレータによる模擬歩行体験などを実際に体感してもらうことにより、高齢者の交通事故防止に努める。

<大分県警交通企画課>

2 交通安全資機材の貸与

県が所蔵している交通安全教育用ビデオ・DVDや体験機材を、交通安全教育を目

的とした研修会等に貸出し、交通安全思想の普及啓発を図る。〈大分県生活環境企画課〉

3 交通安全教育講師の派遣

県が委嘱した交通安全教育講師(11名)を、交通安全教育を目的とした研修会の講師として派遣し、交通安全思想の普及啓発と安全行動の徹底を図る。

〈大分県生活環境企画課〉

4 情報の提供

県内の交通情勢や、県で取り組んでいる安全対策の主要な施策等を県のホームページ、SNS等、あらゆる広報媒体を活用してタイムリーに発信することで、交通安全思想の普及啓発を図る。

〈大分県生活環境企画課〉

5 交通安全教育指導者の養成

交通安全教育に携わる者に対して、新たな交通実態に応じた必要な知識の習得及び指導力の向上を図ることを目的とし、研修会を実施する。

〈大分県生活環境企画課〉

第3節 交通安全に関する普及啓発活動の推進

1 交通安全運動の推進

四季の交通安全運動や横断歩道でのマナーアップの取組等、「おこさず あわず 事故ゼロ」を実現するための交通安全県民運動を組織的・継続的に展開し、交通事故の抑止を図る。

(1) 交通安全運動の推進事項

死亡・重傷事故等重大事故の抑止、高齢者とこどもの交通事故防止、飲酒運転の根絶～飲酒運転を許さない気運の醸成～とし、大分県交通安全推進協議会を中心に、交通関係機関・団体との連携を密にして県民総ぐるみ運動として展開する。

(2) 交通安全運動及び関連行事の実施計画

本年度の交通安全運動及び関連行事を次のとおり実施する。

ア 四季の交通安全運動

- ・春の全国交通安全運動 4月 6日(月)～ 4月15日(水)(10日間)
- ・秋の全国交通安全運動 9月21日(月)～ 9月30日(水)(10日間)
- ・おおいた夏の事故ゼロ運動 7月 9日(木)～ 7月15日(水)(7日間)
- ・おおいた冬の事故ゼロ運動 12月10日(木)～12月16日(水)(7日間)

イ 街頭啓発日

毎月 1日 (交通マナーアップの日)
毎月20日 (県民交通安全日)
(飲酒運転根絶県民運動の日)

ウ 交通安全県民大会 9月 8日(火) 大分県庁正庁ホール

エ 交通安全地区大会の開催 9月中 市町村単位

オ 飲酒運転根絶キャンペーン 12月 1日(火)～12月20日(日)(20日間)

〈大分県生活環境企画課、大分県警交通企画課〉

2 交通安全意識の高揚

(1) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進

横断歩道での死亡事故では、運転者については横断歩道での歩行者優先が徹底されていないことから、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先意識を徹底させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して「手を上げる」など横断する意思を明確に伝え、安全確認してから横断を始め、横断中も周囲に気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

加えて、歩行者は運転者に「会釈する」など感謝の気持ちを伝え、思いやりの連鎖を促すための取組を推進する。

(2) 「みんなの事故防止マップ」の公開

大分県警察のホームページを通じてインターネット上の電子地図に登録した交通事故発生場所等を情報発信し、県民一人一人の交通安全意識高揚を図る。

登録情報は、平成19年以降の人身事故（平成19年から平成24年は死亡・重傷事故のみ）
＜大分県警交通企画課、大分県生活環境企画課＞

3 自転車の安全利用の推進

(1) 指導・広報啓発の推進

令和8年4月から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されたことから、広く県民に対して、交通ルールについて指導・広報啓発活動を推進し、その理解・遵守の徹底を図るとともに、自転車の保険加入についても併せて周知徹底を図る。

(2) 幅広い年齢層に対する安全教育の推進

児童・生徒など特定の年齢層に偏ることなく幅広い年代を対象とした安全教育を推進する。また、自転車の安全利用モデル校を指定し積極的に安全教育等を推進する。

(3) 体験型の交通安全教育の推進

自転車シミュレータを活用した体験型交通安全教育の充実を図り交通事故防止に努める。
＜大分県警交通企画課＞

(4) ヘルメット着用の推進

令和5年4月1日から、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されたことから、自転車事故の実態や乗車用ヘルメットの着用による被害軽減効果について、交通安全教室、SNS、リーフレット等を活用し、乗車用ヘルメットの着用促進を図る。

特に、保護者に対しては、幼児や児童が自転車に乗車する際の乗車用ヘルメット

の着用の徹底を図る。

<大分県警交通企画課、大分県生活環境企画課>

(5) 自転車指導啓発重点地区・路線の選定

自転車関連の交通事故が現に発生し、又は発生が懸念され、自転車交通秩序が必要と認められる重点地区・路線を各警察署が選定し、大分県警察ウェブサイトに掲載して公表し、同重点地区・路線における積極的な指導啓発を行うことで、自転車関連の交通事故抑止を図る。

<大分県警交通企画課>

(6) スケアード・ストレイト

自転車事故の割合が高い高校生等を対象として、スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全教室を行い、交通事故の再現により、交通事故の原因や危険回避のポイント等を効果的に学習させ、交通安全意識の高揚を図る。

<大分県警交通企画課>

4 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて、関係機関や関係事業者等と連携し、効果的な交通安全教育を実施するとともに、ウェブサイトやSNS等による動画や情報の発信等の効果的な広報啓発活動を実施する。

また、乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し特定小型原動機付自転車の運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用促進を図る。

<大分県警交通企画課>

5 全ての座席におけるシートベルト着用の推進

県、市町村、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じてシートベルトの着用効果及び正しい着用方法について積極的に啓発活動を展開し、着用の徹底を図る。

<大分県警交通企画課、大分県生活環境企画課>

6 チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について保護者に対して効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。

<大分県警交通企画課、大分県生活環境企画課>

7 反射材用品の普及促進

薄暮時や夜間の歩行者事故を防止するため、事故抑止効果が期待できる反射材用品の普及に向けた広報啓発を積極的に推進するとともに、関係機関・団体と連携して視認効果、使用方法等についての理解を深めることを目的とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

また、夜間・早朝の歩行者、自転車利用者に対し、地域交通安全活動推進委員や交通安全関係ボランティア等と連携して直接反射材を配布するほか、高齢者に対する反射材の普及促進を推進する。

<大分県警交通企画課、大分県生活環境企画課>

8 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

(1) 飲酒運転根絶に関する広報・啓発活動の推進

飲酒運転の根絶のために、「大分県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年大分県条例第36号。平成19年7月31日施行。）に基づき、あらゆる機会・広報媒体を活用して広報・啓発等に努め、県民一人ひとりに「飲酒運転は、絶対にしない、させない、許さない、見逃さない」の気運をさらに高めていく。このため、飲酒運転根絶フェアの開催や飲酒運転根絶キャンペーンの実施等の各種取組を行う。

(2) 通報を求める取組

飲酒運転にかかる目撃情報等の通報を、SNS等により広く県民に呼びかける。

(3) 常習飲酒運転者の対策

飲酒運転検挙や相談、通報等により把握した多量飲酒者やアルコール使用障がい者、常習的に飲酒運転をする恐れのある者に対し、専門相談機関等の教示・紹介を行うほか、県断酒連合会や家族等と連携した立ち直り支援を実施する。

(4) 飲酒運転根絶に向けた体制の確立

県内各地域において、行政・民間が一体となって飲酒運転根絶のための組織化を進め、体制の整備を図る。

＜大分県生活環境企画課、大分県警交通企画課＞

9 「早めのライト点灯」及び「ハイビームの活用」の推進

薄暮の時間帯から夜間にかけての重大事故を防止するため、関係機関・団体と連携し、車両の運転者、利用者による「早めのライト点灯」及び「ハイビームの活用」をあらゆる広報媒体を活用して広報啓発するとともに、街頭指導などを通じて普及促進する。

＜大分県生活環境企画課、大分県警交通企画課＞

10 効果的な広報の実施

県民の交通安全に関する関心と意識を高めるため、各種広報媒体を活用し、具体的な訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実行性のある効果的な広報活動を推進する。

(1) テレビ、ラジオを活用した広報活動の実施

(2) 新聞各社の紙面を活用した広報活動の実施

(3) 交通安全啓発資料（チラシ等）の作成、配布

(4) SNSを活用した広報活動の実施

(5) 県発行の広報紙「新時代おおいた」、新聞各社の紙面、テレビ・ラジオの県政番組等の広報媒体を活用した広報活動を推進する。

(6) 回数が多く、県民に情報を届けやすいテレビ・ラジオのスポットCMにより、効果的な交通安全広報を実施する。

(7) 交通事故統計原票を活用して、より高度な分析を行い、交通事故防止対策に資するとともに、これらのデータを関係機関・団体等に対して適宜提供するなど、その効果的な活用を図る。

＜大分県生活環境企画課、広報広聴課、大分県警交通企画課＞

11 交通死亡事故抑止緊急対策の実施

交通死亡事故が多発し、又は、そのおそれがある場合、若しくは、交通非常事態宣

言が発令された場合等においては、迅速かつ重点的な広報活動を実施するとともに、関係機関・団体の協力を得て街頭啓発活動を展開する。

＜大分県警交通企画課、大分県生活環境企画課＞

第4節 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

交通安全推進団体の組織的体制の充実強化と、指導能力が向上し交通安全のための諸活動が主体的に推進されるように指導・協力を進める。

1 公益財団法人大分県交通安全協会に対する指導等

交通安全協会の各種事業が効果的かつ主体的に推進されるよう、交通事故統計資料、交通安全関係資料等を積極的に提供するとともに、交通安全運動推進のための各種行事、安全活動に対し、指導・協力する。

＜大分県警交通企画課＞

2 一般社団法人大分県安全運転管理協議会に対する指導

若年及び高齢運転者の重大事故防止を図るため、機関誌（紙）の刊行、企業内交通安全会の結成、優良安全運転管理者選任事業所等の表彰等、自主的な交通安全活動が効果的に推進されるよう指導を強化する。

＜大分県警交通企画課＞

3 地域交通安全活動推進委員に対する指導

地域交通安全活動推進委員の行う地域における交通安全に資する活動が効果的・効率的に行われるように、講習資料提供等を行うとともに、その活動の促進を図る。

＜大分県警交通企画課＞

4 交通安全母の会に対する指導等

家庭内の交通安全教育の推進と地域における交通安全活動の促進及び交通安全思想の普及を図るため補助金を交付するとともに指導を強化する。

＜大分県生活環境企画課＞

5 交通指導員に対する指導等

交通指導員に対する指導等交通指導員等の資質の向上を図り、交通事故防止の徹底を図るため、年1回の研修会を開催する。また、永年交通指導員として、交通安全指導に従事している者に感謝状を授与し、その労をねぎらうとともに、交通安全活動の一層の活性化を図る。

＜大分県生活環境企画課＞

6 交通安全功労者（団体）の表彰

民間団体の主体的活動の促進を図るため、交通安全に関し功労のあった個人又は団体の表彰を行う。

＜大分県生活環境企画課＞

第5節 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要である。このため、行政、民間団体、企業等が連携し、それぞれの地域における実情に即して住民が積極的に交通安全活動に参加できる仕組み作りを推進する。

＜大分県生活環境企画課＞

第3章 安全運転の確保

第1節 運転者教育等の充実

1 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

指定自動車教習所において運転者教育の充実を図る。

(1) 教育指導員等の資質の向上

ア 教習指導員及び技能検定員の研修制度を積極的に推進し、検定方法、教習内容及び技法の充実を図る。

イ 安全運転中央研修所の入所等により、教習指導員等の資質、指導能力の向上を図る。

ウ 教習指導員、技能検定員等の法定講習の内容の充実を図る。

(2) 教習水準の向上

ア 初心運転者の交通事故発生状況を分析し、分析結果に基づいた教習の実施を指導し、初心運転者事故率の減少に努める。

イ 初心運転者の特性や運転適性検査結果に基づいた個別指導を行うよう指導する。

ウ 学科教習等への立会い、技能検定等の方法及び合否判定が適正かどうかについての立会い検査等を行い、指定教習所間の格差の是正を図り、より高い水準の教習を確立させる。

<大分県警運転免許課>

2 運転者に対する再教育等の充実

(1) 更新時講習、停止処分者講習及び初心運転者講習の充実

ア 基準人員に準拠した学級の編成、高齢者学級等受講者の態様に応じた学級の編成を積極的に推進する。

イ 講習内容の改善、講習資器材の整備充実を図る。

ウ 研修会等を積極的に開催し、講習指導員、習熟指導員の資質の向上を図る。

(2) 取消処分者講習の充実

ア 講習内容の高度化、講習資器材の整備充実を図る。

イ 研修会を開催し、運転適性指導員等の資質の向上を図る。 <大分県警運転免許課>

3 二輪車安全運転対策の推進

(1) 自動二輪車安全運転講習の推進

(公財)大分県交通安全協会と二輪車普及安全協会が実施する二輪車安全運転技術講習に対する指導、支援を強化し、講習の効果的推進を図る。

(2) 原付講習の充実

原付免許を取得しようとする者に対する講習については、指導員の資質の向上に努め、講習の充実強化を図る。

(3) 自動二輪免許取得者教習及び取得時講習の充実強化

自動二輪免許を取得しようとする者に対する教習及び講習の充実強化を図る。

<大分県警運転免許課>

4 高齢運転者対策の充実

(1) 認知機能検査の効果的な運用

ア 認知機能検査に基づく講習の実施

75歳以上の高齢運転者が免許更新する際に受検・受講が義務付けられている認知機能検査及び高齢者講習について、指定自動車教習所等と連携し円滑かつ適切な運用を図る。

イ 特定の交通違反を行った高齢運転者に対する適切な措置

75歳以上の高齢運転者が特定の交通違反を行った場合、臨時の認知機能検査を実施し、その中で記憶力が前回の検査より低くなっている者に対しては、臨時高齢者講習を受講させ、高齢運転者自身に衰えを自覚させ安全運転を確保する。

ウ 運転技能検査の運用

過去3年以内に一定の交通違反歴を有する75歳以上の免許更新予定者が受検し合格しなければ免許を更新できない運転技能検査について、指定自動車教習所等と連携し円滑かつ適切な運用を図る。

(2) 高齢運転者標識の普及促進

70歳以上の高齢運転者に対しては、高齢運転者標識の表示が努力義務とされており、一層の普及促進を図る。

<大分県警運転免許課>

5 高齢運転者支援の推進

関係部局が連携し、運転経歴証明書制度及び運転免許証自主返納制度の周知を図ることで、運転に不安を感じている高齢運転者の運転免許自主返納を支援する。

運転免許自主返納者の代替交通手段確保のため、公共輸送機関の運賃割引等と、自主返納のインセンティブの創設に向けた要請を継続するとともに、運転免許自主返納サポート加盟店の拡大・充実に取り組み、高齢運転者が運転免許を自主的に返納しやすい環境を構築する。

<大分県警運転免許課、大分県生活環境企画課>

6 外国人運転者対策の強化

免許更新時における多言語化の教材の活用等により、外国人運転者に対する交通安全教育を充実するとともに、外国人運転者による交通事故や交通違反の取扱い時における出入国在留管理庁との連携を強化する。

「外免切替」制度について、令和7年10月に改正された新たな制度を厳格に運用する。

レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十分に行われるようレンタカー事業者に対する情報提供を充実するなど、取組を強化する。

今後増加する特定技能等の外国人運転者に対応し、円滑かつ厳格な免許関係手続を実施する。

7 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターが行う証明業務、通知業務、調査業務等を積極的に活用した運転者対策の充実を図る。

<大分県警交通企画課、自動車安全運転センター大分県事務所>

8 自動車運転代行業の業務の適正化

自動車運転代行業の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

＜大分県警交通企画課、大分県地域交通・物流対策室＞

9 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。

＜自動車事故対策機構大分支所＞

第2節 運転免許制度の改善

1 運転免許事務の合理化による免許証即日交付制度の推進

警察共通基盤システム（運転者管理業務）の効率的運用、運転者のプライバシーの保護及び利便性の向上等の一層の推進を図る。

＜大分県警運転免許課＞

2 運転免許の更新手続の簡素合理化と更新時講習の運営改善の推進

運転者の負担を軽減するため、無事故・無違反者等に対する優良運転者講習、免許証等の郵送、更新免許証の即日交付等の施策の一層の推進を図る。

＜大分県警運転免許課＞

3 不適格運転者の早期排除

仮停止、準仮停止制度を積極的に活用するほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速、的確な実施により、危険な運転者の早期排除を図る。

＜大分県警運転免許課＞

4 身体障がい者等の運転適性相談活動の推進

身体障がい者等のための設備を完備した運転免許センターにおける運転適性相談活動等の一層の利用促進を図る。

＜大分県警運転免許課＞

5 運転経歴証明書等の機能の周知及び運転免許自主返納の支援

運転経歴証明書等の身分証明書としての機能を周知するとともに、運転に不安を感じる高齢運転者が運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを推進する。

＜大分県警運転免許課、大分県生活環境企画課＞

6 マイナ免許証の周知と円滑な運用

マイナンバーカードと運転免許証の一体化について、県民への周知を図るとともに、関連事業の円滑な運用に努める。

＜大分県警運転免許課＞

第3節 安全運転管理の推進

企業等における安全運転管理を強化するため、安全運転管理者等に指導を徹底する。

- ・安全運転管理者の選任状況を正確に把握し、未選任事業所に対しては、その選任を強力に指導する。
 - ・企業内における安全管理の徹底と企業の社会的責任を認識した自主的活動を推進させるため、企業内交通安全会の結成を促進する。
 - ・効果的な安全運転管理者等講習を行うため、講習内容の充実を図る。
 - ・講習未受講の事業所に対しては、運転者管理を徹底させるため、経営者等の指導を行う。
 - ・交通安全教育車（セーフティぶんど）を活用した事業所に対する体験型交通安全教育の充実を図り、交通事故防止に努める。
- ＜大分県警交通企画課＞

第4節 自動車運送事業者の安全対策の充実

1 自動車運送事業者に対する監督の充実

自動車運送事業の安全確保のためには、更なる法令遵守の徹底・悪質事業者の排除が必要なことから、自動車運送事業者に対する監査の充実、強化を図る。

＜大分運輸支局＞

2 自動車運送事業者に対する安全対策強化のための支援

- ・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- ・運行管理の高度化に対する支援
- ・社内安全教育の実施に対する支援
- ・過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

＜大分運輸支局＞

3 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車運送事業者に係る事故情報の収集に努める。

＜大分運輸支局＞

4 運行管理者等に対する指導講習の充実

事故情報の多角的分析結果の活用等により、講習内容を充実するとともに、視聴覚教材の活用等による効果的な講習を定期的実施し、安全な運行を確保するための指導の徹底を図る。また、事故を惹起した運行管理者等に対する特別な講習の導入等、運行管理者講習の充実を図る。

＜独立行政法人自動車事故対策機構 大分支所＞

第5節 交通労働災害の防止等

1 事業者団体等に対する指導援助

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月3日付け基発第0403001号〔一部改正 平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日付け基発0601第1号〕）に基づく自動車運転者の適正な労働時間等の管理の指導、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号〔一部改正 令和5年3月28日付け基発0328第5号〕）に基づく荷主・元請事業者

よる配慮等の必要な情報の提供及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」（国土交通省 平成26年1月策定）に基づく陸運事業者と荷主等との連絡調整や役割分担の明確化の指導及び荷役作業等の付帯業務に係る書面契約の締結の指導を行い、事業者団体、労働災害防止団体等が実施する交通労働災害防止活動を推進する。

2 労働災害防止団体が行う交通労働災害防止活動の指導援助

陸上貨物運送事業労働災害防止協会等が労働災害防止活動の一環として行う交通労働災害防止活動について、引き続き指導援助する。 <大分労働局>

3 重大災害の防止

交通労働災害では、重大災害（死亡又は、一度に3人以上の負傷を伴う災害）の割合が高いことから、機会あるごとに上記ガイドライン等に基づく各種対策の周知・徹底を図る。 <大分労働局>

4 適正な労働時間等の管理及び走行管理、関係機関との相互通報制度の活用による連携

疲労等による交通労働災害を防止するため、労働基準法、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の遵守の徹底を図る。それによって無理のない適正な運転時間等を設定した適正な走行計画を作成すること等により、運転業務従事者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理を行うよう周知を図る。

自動車運転者の労働条件改善を図るため、地方運輸局等関係機関と連携し、相互通報制度や合同監視制度を適正に運用する。 <大分労働局>

第6節 道路交通に関する情報の確保

1 道路交通情報の充実

道路交通の安全と円滑な通行を図るために道路交通情報の収集と、その提供に努める。運転者に対して適時・的確に道路交通情報を提供するため、道路情報提供装置の整備を行う。 <大分河川国道事務所、大分県道路保全課>

交通管制システムにより収集・分析をしたデータを交通情報板やVICS、日本道路交通情報センターのラジオ放送等を通じて交通情報の提供を行う。 <大分県警交通規制課>

2 防災気象情報の提供

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・危険警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICT（情報通信技術）の活用等を行う。

(1) 気象に関する特別警報・警報・予報等

ア 気象現象により災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要なときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

イ 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・危険警報・注意報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「キキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報、津波警報等

ア 地震が発生し、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域（県内は、大分県北部、大分県中部、大分県西部、大分県南部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上、長周期地震動階級1以上又はマグニチュード3.5以上と予想された場合に、緊急地震速報（予報）を発表する。

緊急地震速報（警報）は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線等を通じて住民等に伝達される。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

イ 県内では、気象庁所管の震度観測点14地点、大分県所管の震度観測点49地点、国立研究開発法人防災科学技術研究所所管の震度観測点14地点の合計77地点の震度情報を発表する。

ウ 地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警

報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位（県内は、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸）で発表する。

なお、大津波警報は、特別警報に位置づけている。予想される津波の高さは、通常は5段階の数値（10m超、10m、5m、3m、1m）で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

エ 津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

オ 地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震に関連する情報等

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合やひずみ計で有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を行う。

この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表する。

また、状況の推移等について「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

気象庁は、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実にこれらの情報を伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

県内の活火山は、鶴見岳・伽藍岳、由布岳及び九重山の3火山である。この内、鶴見岳・伽藍岳及び九重山は、気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している常時観測火山である。

ア 噴火警報は、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ

範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域にまで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する特別警報に位置づけている。

イ 噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 鶴見岳・伽藍岳及び九重山では噴火警戒レベルを運用しており、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火警報・予報に付して発表する。

エ 噴火速報は、登山者や周辺住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表し、噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表する）
- ・ 社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

オ 降灰予報は、降灰量や風に流されて降る小さな噴石の落下範囲を予測して発表する。降灰量は、降灰の厚さによって「多量」、「やや多量」、「少量」の3段階で表現する。

カ 火山現象（県外の活火山も含む）による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に噴火警報、降灰予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(5) 気象知識等の普及

防災知識等の普及のため、防災気象情報の利活用に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、運輸事業者や防災機関の担当者等を対象に、特別警報・危険警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催し、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

<大分地方気象台>

第4章 車両の安全性の確保

第1節 自動車の検査及び点検整備の充実

自動車の安全性向上のため自動車の検査及び点検整備の充実を図る。

1 自動車検査体制の充実

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化するとともに、自動車検査員研修を実施する。 <大分運輸支局>

2 自動車の点検整備の充実

自動車運送事業所の整備管理者に対する監査、研修等を実施する。

また、「自動車点検整備推進運動」や「不正改造車両を排除する運動」を効果的に推進するために広報活動や街頭検査を実施する。 <大分運輸支局>

3 自動車整備技術の向上

自動車整備事業における整備技術の向上を図るため、整備事業者に対する指導、教育を実施する。 <大分運輸支局>

第2節 リコール制度の充実

設計等に起因する基準不適合自動車について、自動車製作者等に対して改善措置の届け出等を確実にかつ早期に行わせるため、自動車使用者からの自動車不具合情報の収集の強化を図り、リコール対象車両発見に努める。 <大分運輸支局>

第3節 自転車の安全性の確保

自転車安全整備士制度の拡充を図るとともに、日本交通管理技術協会、自転車商組合等との協力により、自転車利用者が自転車安全整備店において定期点検整備の拡充を図り、あわせて、付帯保険により被害者の救済に資することを目的とするTSマークの普及に努める。さらに、夜間における交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

<大分県警交通企画課>

第5章 道路交通秩序の維持

第1節 交通指導取締りの強化等

1 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

その際、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分考慮する。

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、信号無視等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。

さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故の発生実態等を分析し、その結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆる PDCA サイクルをより一層機能させる。加えて、取締り場所の確保が困難な生活道路や相当数の警察官の配置が困難な時間帯においても速度取締りが行えるよう、可搬式速度違反自動取締装置の整備拡充を図るなどし、生活道路における事故多発地点等を重点とした交通指導取締りを推進する。

(2) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。また、外国人による無免許運転が多いことを踏まえ、雇用する外国人が無免許運転等を起こした場合における雇用者等の背後責任の追及を徹底する。

(3) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車運転者の信号無視や一時不停止等に対し、指導警告を行うとともに、令和8年4月1日に施行された自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえ、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処する。また、自転車利用時の「ながらスマホ」の取締りを通じた、若年時からの基本ルール、遵法意識の浸透を図る。

さらに、飲酒運転等の悪質・危険な違反を繰り返す者や違反により交通事故を発生させた者については、法無視の心理的傾向やこれまでの処分歴・違反歴等を踏まえ、危険性帯有者として評価できる場合は、機を逸せず免許停止処分を行うなどの確に対処する。

(4) 特定小型原動機付自転車の運転者に対する交通指導取締りの推進

特定小型原動機付自転車の運転者による通行区分違反、横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反行為に重点を置いて取締りを実施するなど、交通事故抑止に資する指導取締りを強化する。

(5) ペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化

ペダル付き電動バイクについては、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化する。

また、ペダル付き電動バイクを駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）とし

て販売する違法な販売事業者対策を推進する。

<大分県警交通指導課>

2 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、可搬式速度違反自動取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。

さらに、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、車間距離不保持、通行帯違反及び携帯電話使用等の取締りを強化する。

<大分県警交通指導課>

第2節 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

1 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。

<大分県警交通指導課>

2 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

<大分県警交通指導課>

3 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3Dレーザー計測図化システムやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

<大分県警交通指導課>

4 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「被害者の手引」を作成し、活用する。

特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、死亡事故

等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、警察本部の交通指導課に設置した被害者連絡調整管等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。

<大分県警交通指導課>

第3節 暴走族等対策の推進

1 暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等及び群衆をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

<大分県警交通指導課>

2 暴走族等に対する指導取締りの推進

集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族等に対する交通指導取締りを推進する。

<大分県警交通指導課>

3 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、道路運送車両法の保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

<大分県警交通指導課>

第6章 救急・救助体制の整備

第1節 救急・救助体制の整備

1 救急体制の整備・拡充

各市町村の実情に応じて、救急体制の整備・拡充を図る。また、傷病者の搬送及び受入れの実施基準に基づき、交通事故等による傷病者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施を図る。

<大分県消防保安室・医療政策課>

2 救助・集団救助事故体制の整備

大規模交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用を含めて、連絡体制の整備、救助訓練の実施を図る。

<大分県消防保安室・医療政策課>

3 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

救急の日、救急医療週間等の機会を通じて、消防機関、保健所、医療機関、日本赤

十字社等の講習会等の開催を推進し、心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及啓発を図る。

<大分県消防保安室・医療政策課>

4 救急救命士の養成・配置等の促進

救急救命士の計画的養成を図るため、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成講座へ救急隊員を参加させ、救急救命士を養成する。

<大分県消防保安室>

5 救助・救急用機材の整備の推進

救助工作車及び保有資機材等の整備促進及び高規格救急車の導入促進等により、救助・救急用機材の整備を推進する。

<大分県消防保安室>

6 ヘリコプターによる救急業務の推進

消防本部及び医療機関と連携を図り、ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターによる救急搬送を積極的に推進する。

<大分県消防保安室・医療政策課>

7 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

(1) 救助隊員の教育訓練

救助隊員の養成と資質の向上を図るため、消防学校において、「救助科」教育を実施する等、救助隊員の教育訓練を推進する。

<大分県消防保安室>

(2) 救急隊員の教育訓練

救急隊員の養成と資質の向上を図るため、消防学校において、「救急科」教育を実施する等、救急隊員の教育訓練を推進する。

<大分県消防保安室>

第2節 救急医療体制の整備・充実

1 第二次救急医療体制の整備

第二次救急医療体制とは、休日及び夜間における手術や入院治療を要する重症患者を搬送医療機関との連携により受け入れるための救急医療体制であり、県内10救急医療圏の実情により整備している共同利用型病院方式（3医療圏）又は病院群輪番制方式（7医療圏）に基づく医療体制の拡充を図る。

<大分県医療政策課>

2 第三次救急医療体制の整備

心筋梗塞、頭部損傷等の第二次救急医療機関では対応できない重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センター（5カ所）の充実を図る。

<大分県医療政策課>

3 ドクターヘリ運航体制整備

大分県ドクターヘリの運航体制を整備し、福岡県ドクターヘリとの共同運航及び防災ヘリ「とよかぜ」による救急業務体制の充実を併せて推進することにより、救急医療機関から遠く離れた地域等への広域救急医療提供体制の充実を図る。

<大分県医療政策課>

4 自動体外式除細動器（AED）設置・普及事業

不特定多数が利用する県有施設にAEDを設置するとともに、AED講習の指導者

養成及び普及啓発等を行う。

＜大分県医療政策課＞

5 大分DMATの整備

地震等の自然災害や交通事故等の都市型災害・救急現場で、救命処置等を行う災害派遣医療チーム「大分DMAT (Disaster Medical Assistance Team)」の整備・拡充を図る。

＜大分県医療政策課＞

第3節 救急関係機関の協力関係の確保

県及び市町村地域防災計画に基づき、救急医療機関、消防機関等の総合的連絡体制の強化を図る。

＜大分県医療政策課＞

第7章 交通事故被害者支援の推進

第1節 自賠償保険（共済）の加入促進

原動機付自転車等検査対象外の車両について「無保険（無共済）バイクをなくそう」キャンペーンの実施や街頭での指導取締り等の強化を通じて責任保険（責任共済）の加入の促進を図る。

＜大分運輸支局＞

第2節 交通事故相談業務の充実

交通事故相談所の相談体制を強化するとともに、遠隔地の利用者の便宜を図るため、県内6カ所で地方巡回相談所を開設する。

1 交通事故相談業務の充実、強化

大分県交通事故相談所においては、年2回の研修による相談員の資質の向上及び広報活動等により相談体制（相談員2名）の充実等を図るとともに、関係相談機関等と連携し交通事故被害者等からの無料相談に応じる。

＜大分県生活環境企画課＞

2 地方巡回相談の実施

遠隔地利用者のため、地方巡回相談（予約制）を実施する。

＜大分県生活環境企画課＞

第3節 交通遺児等に対する救済援護活動の充実

交通遺児の健全育成のため、各種の救済援護活動を行う。

1 交通遺児等援護基金の活用

交通遺児の健全育成を図るため、県民の寄付等により積み立てられた大分県交通遺児等援護基金を財源として、大分県交通安全推進協会が実施する次項の交通遺児に対する救済援護事業に対して補助を行う。また、基金への寄付制度及び救済援護事業の更なる周知を行う。

＜大分県生活環境企画課＞

2 交通事故遺児に対する救済援護活動の推進

大分県交通安全推進協議会が実施する交通遺児救済援護事業を通じて交通事故遺児（小学生、中学生、高校生等）に対する支援を行う。

＜大分県生活環境企画課＞

3 独立行政法人自動車事故対策機構大分支所による支援

交通遺児に対する生活資金の貸付及び交通事故による重度後遺障がい者への介護料の支給を行う。

(1) 交通遺児等貸付け

自動車事故により死亡または重度の後遺障がいが残った方のお子様に対する育成資金の無利子貸付け

【貸付金額】

当初一時金 155,000円、貸付期間中の毎月20,000円又は10,000円（選択制）

小・中学校入学時に（希望者のみ）入学支度金44,000円

【貸付期間】 貸付決定の月から中学校卒業の月まで

(2) 介護料の支給

自動車事故が原因で、脳、脊髄、胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいがあり常時または随時介護が必要な状態で、一定の要件に該当する方への支給。

・最重度 特Ⅰ種：99,810円～226,330円

・常時要介護Ⅰ種：85,390円～177,950円

・随時要介護Ⅱ種：42,700円～ 88,980円

<自動車事故対策機構大分支所>

第8章 鉄道並びに踏切道における交通安全の確保

第1節 鉄道交通の安全対策

鉄道は、大量輸送機関として安全性と信頼性を確保することが重要であり、事故の絶滅と災害防止に対する施策等を推進する。

1 線路設備等の整備

軌道の改良、補修を行うとともに防災強度の向上を図り、信頼度の高い線路設備を作り、鉄道の安全安定輸送を確保する。

<九州旅客鉄道（株）大分支社>

2 運転保安設備等の整備

運転保安設備の充実及び踏切道の保安度向上を目的とした踏切保安設備の整備を行う。

<九州旅客鉄道（株）大分支社>

3 自動車転落防止及び線路立入り防止柵の整備

線路内に転落のおそれのある線路近接道路管理者と協議のうえ、ガードレール設置要請を行うとともに、線路内へ人がみだりに立入りできないよう防止柵の整備を計画的に推進する。

<九州旅客鉄道（株）大分支社>

第2節 鉄道の安全な運行の確保

安全で正確な鉄道輸送を確保するためには、関係法令及び規程などの遵守はもとより、列車の運行に携わる人材の育成と継続的な教育訓練が必要不可欠である。

また、各種設備等の確実な点検と維持・更新を行い、安全で安定した鉄道の運行を

確保する。

- ・ 安全マネジメントの充実
- ・ 安全を支える人材の育成
- ・ 安全確保のための設備等の充実・維持・更新
- ・ 防災対策の強化等

<九州旅客鉄道（株）大分支社>

第3節 踏切道における交通安全の確保

1 踏切道の整備

踏切道の整備について、踏切道改良促進法（昭和36年法律第95号）及び、第7次踏切事故防止総合対策（平成8年交通対策本部決定）等に基づき、各道路管理者と協議のうえ踏切道の構造改良や保安設備の改良を実施し、踏切一旦停止の励行など踏切交通安全について総合的な安全対策を推進する。 <九州旅客鉄道（株）大分支社>

2 踏切道交通安全に関する知識の普及

(1) 全国交通安全運動の実施

- ア ポスター、立看板の掲示及びパンフレット、ノベルティ等の配付
- イ 踏切道安全通行の指導
- ウ 駅及び構内、列車内放送による交通安全運動PRの実施
- エ 踏切事故防止講習会の開催
- オ 踏切事故防止ビデオの活用
- カ メディアの活用による啓発活動

(2) 列車妨害防止キャンペーンの実施（全社の実施）

- ア 警察、地方自治体等関係機関との連携強化
- イ 列車妨害防止クリアファイルの配付（沿線の小学校低学年対象）
- ウ チラシ、パンフレット等の配付
- エ 報道機関（ラジオ・新聞）等への協力要請
- オ 踏切監視カメラの設置拡大

(3) 踏切事故の防止

踏切事故の防止について、次の事柄について広報活動を充実する。

- ・ 踏切では、必ず一旦停止して左右の安全を確認して通行する。警報機が鳴り始めたら踏切には絶対に入らない。
- ・ 踏切の先が混雑しているときは、前方に自分の車が入るスペースができるまで踏切の手前で待つ。
- ・ 狭い踏切での無理な通行は脱輪の原因となる。迂回して広い踏切を通行する。
- ・ エンスト等で車が動かなくなったら、車から降りて踏切外に退避したうえで列車を止める手配をとる。（非常ボタン、発煙筒等）

- ・踏切で車が閉じ込められたら慌てずに車をゆっくり前進させると、しゃ断棹は、斜め前方に押し上げる事が出来る。なお、大型自動車の場合は、押し上げる事が出来ない場合もあるため、しゃ断棹を折ってでも踏切から脱出する。

<九州旅客鉄道（株）大分支社>

令和8年6月

令和8年度 大分県交通安全実施計画

編集 大分県交通安全対策会議

発行 大分県交通安全対策会議事務局

(大分県生活環境部生活環境企画課)

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL:097-506-3062

FAX:097-506-1741